

# 70歳～74歳の人の医療

70歳以上になると、高齢者医療の対象になります。所得の区分によって負担割合が違います。

## 70歳になったとき

70歳になると、「高齢受給者証」の負担割合を決めるため、該当者には建設国保より事前に通知します。「高齢受給者証」を交付するためには、建設国保へ**住民税（非）課税証明書**の提出が必要になります。

「高齢受給者証」は70歳の誕生日の翌月1日から適用されます。

## 70歳から74歳の人に「高齢受給者証」を交付します

病院などの窓口で支払う一部負担割合を表示したもので、**受診するときは「保険証」と「高齢受給者証」をいっしょに提示してください。**

お医者さんは「高齢受給者証」で医療費の負担割合を確認します。



保険証



高齢受給者証

## 「高齢受給者証」は毎年8月に更新します

「高齢受給者証」は毎年8月1日付で更新となります。そのため、該当者には毎年6～7月に**住民税（非）課税証明書**を提出していただきます。

**住民税（非）課税証明書**は、適正な「高齢受給者証」の発行に必要です。

提出されない場合は負担割合の判定や給付が公平にできなくなりますので、ご協力をお願いします。





## 70歳から74歳の人自己負担限度額(月額)

医療費の負担が限度額を超えたとき、申請により超えた分の払い戻しが受けられます。

| 一部負担割合   | 所得区分    | 外来限度額<br>(個人ごと) | 入院および70歳以上世帯ごとの<br>限度額                         |
|----------|---------|-----------------|--|
| 3割       | 一定以上所得者 | 44,400円         | 80,100円+<br>(総医療費-267,000円)×1%<br>※2 [44,400円] |
|          | 一般所得者   | 12,000円         | 44,400円  |
| 2割<br>※1 | 低所得者Ⅱ   | 8,000円          | 24,600円  |
|          | 低所得者Ⅰ   | 8,000円          | 15,000円  |

※1… 昭和19年4月1日以前に生まれた人は特例措置により1割となります。

※2… 12ヵ月以内に4回以上高額療養費の支給を受ける場合(多数該当)の4回目以降の限度額です。

**一定以上所得者** 住民税課税所得が145万円以上ある人

**一般所得者** 70歳以上の全員が住民税課税所得145万円未満の人

**低所得者Ⅱ** 建設国保の加入者全員が住民税非課税の人

**低所得者Ⅰ** 建設国保の加入者全員が住民税非課税で、その世帯の所得が一定基準以下の人

- 入院の食事代は被保険者が一定額(標準負担額)を負担し、残りは建設国保が負担します。
- 住民税非課税世帯の人は、申請をして「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口へ保険証といっしょに提示すれば、上記のとおり、外来や入院・食事代の支払いが減額されます。

(食事代の標準負担額 11頁参照・医療費が高額になったとき 14頁参照)

- 70歳以上と70歳未満の支払合計額も世帯合算の対象となり、限度額は70歳未満の自己負担限度額(16頁参照)が適用されます。

(75歳の誕生月の自己負担限度額(特例措置))

(月の途中で75歳の誕生日を迎え、「後期高齢者医療制度」に移行する人の自己負担限度額は75歳の誕生月に限り「70歳から74歳の人自己負担限度額」の半額になります。)

## 75歳になると

75歳になると、自動的に建設国保の資格がなくなり、都道府県単位で設立した「広域連合」が運営する「後期高齢者医療制度」に資格が移ります。(各種健康保険、市町国保の加入者も同様)また、一定の障害がある65歳以上の人も認定を受けた日から対象となります。

- 組合員が75歳になると… 同時に家族の方も建設国保の資格を喪失します。家族の方はお住いの市町国保で加入手続きが必要です。組合員の手続きは不要ですが、「保険証と高齢受給者証」は所属組合へ返却ください。
- 家族が75歳になると… 誕生日の翌日に建設国保の資格を喪失します。組合員とその他の家族は建設国保に継続して加入します。